



本事業は、普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者機関が客観的に実証する事業です。

環境技術の普及促進、環境保全と地域の環境産業の発展による経済活性化をめざして、環境省が平成15年度より試行的に実施しています。

# 「環境技術実証 [モデル事業] のご案内」

平成18年11月[第6版]



# 【環境技術実証モデル事業】とは？

既に適用可能な段階にあり、有用と思われる先進的環境技術でも環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために、地方公共団体、企業、消費者等のエンドユーザーが安心して使用することができず、普及が進んでいない場合があります。

このため、環境省では、平成15年度より、「環境技術実証モデル事業」を開始し、このような普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者機関が客観的に実証する事業を試行的に実施しています。

本モデル事業の実施により、ベンチャー企業等が開発した環境技術の普及を促進し、環境保全と地域の環境産業の発展による経済活性化を図るとともに、最適な環境技術実証の手法や体制を、確立していくことを目指します。

## 「実証」とは？

- 本モデル事業において「実証」とは、環境技術の開発者でも利用者でもない第三者機関が、環境技術の環境保全効果、副次的な環境影響、その他環境の観点から重要な性能（環境保全効果等）を試験等に基づき客観的なデータとして示すことをいいます。
- 「実証」は、一定の判断基準を設けて、この基準に対する適合性を判定する「認証」とは異なるものです。

## 実証試験の結果は？

- 実証試験により得られた結果は、環境省が技術毎に報告書を取りまとめて公表・配付するとともに、環境技術実証モデル事業ホームページ(<http://etv-j.eic.or.jp>)にて広く一般に公開されます。

## 費用分担に関する考え方？

- 本事業では、実証方法が確率されるまでの間（1技術分野につき原則2年間）は、対象技術の持ち込み、設置、撤去等にかかる費用を除き、原則国が費用を負担しますが、その後は受益者負担の考え方に基づき申請者にも応分の負担が求められます。
- この考え方に基づき、17年度より、「国負担体制」と「手数料徴収体制」に分けて、モデル事業を実施することいたしました。各体制で実施する技術分野は以下のとおりです。
  - 国負担体制：平成17年度以降に開始した技術分野  
▶ 2、3ページへ
  - 手数料徴収体制：平成15年度・16年度に開始した技術分野  
▶ 4、5ページへ

## ロゴマークの使用

- 環境技術実証モデル事業及び本事業で実証を行った技術を一般に広く普及させることを目的として、「環境省環境技術実証モデル事業ロゴマーク」を定めました。ロゴマークの使用方法については、環境技術実証モデル事業のホームページ内にある、「ロゴマークの使用指針」をご覧下さい。

### ○ 環境技術実証モデル事業ロゴマーク



## 特許権の扱いは？

- 実証試験の成果として得られた特許等は、成果を効率的に活用するため、実証機関あるいは実証申請者が保有できるように配慮されます。

# 国負担体制による実施方法

## 実証試験を行う第三者機関とは？

- 対象技術の公募・選定や実証試験の実施などは、公募により選定される「実証機関」が担当します。実証機関は、地方自治体（地方自治体環境部局）を中心としつつ、公益法人などへも対象を広げています。

## 実証事業にかかる費用は誰が負担？

- 原則として、対象技術の試験実施場所への持ち込み・設置、現場で実証試験を行う場合の対象技術の運転、試験終了後の対象技術の撤去・返送に要する費用は実証申請者の負担とし、対象技術の環境保全効果の測定その他の費用は環境省の負担とします。

## 国負担体制における対象技術分野（平成18年度）

ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減技術） | 実証機関：建材試験センター

建築物（事務所、店舗、住宅など）に後付けで取り付けることができる外皮技術であり、室内冷房負荷を低減させることによって、人工排熱を減少させ、ヒートアイランド対策効果が得られる技術分野。

**対象となる技術の例** 窓用日射遮蔽フィルムなど。

※ヒートアイランド対策技術分野（空冷室外機からの顯熱抑制技術）については、手数料徴収体制に移行しました。

## 事業の実施体制

### 環境技術実証モデル事業検討会

- ・モデル事業実施に関する事項の検討・助言

### 分野別ワーキンググループ

- ・分野毎の技術実証に関する事項の検討・助言
- ・モデル事業検討会の補佐

### （独）国立環境研究所

- ・実証試験方法の技術開発

### 環境省

- ・モデル事業全体のマネジメント
- ・実施要領の策定
- ・実証対象技術分野の選定
- ・分野別の事業の運営や助言
- ・実証試験要領の策定
- ・実証機関の選定
- ・実証試験結果報告書等の承認
- ・ホームページによる試験結果報告書等の公表
- ・ロゴマーク及び実証番号の交付

### 技術実証委員会

- ・実証事業の実施に関する事項の検討・助言

### 実証機関

（地方公共団体、公益法人、NPO法人の複数設置可能）

- ・対象技術の公募・選定
- ・実証試験計画の策定
- ・実証試験の実施
- ・実証試験結果報告書の作成

### 実証申請者（開発者、販売店等）

- ・実証機関への申請  
(実証試験要領にもとづく実証申請書記入と必要書類添付)
- ・ロゴマークの使用

## VOC処理技術分野(中小事業所向けVOC処理技術) | 実証機関:東京都

改正大気汚染防止法で「自主的取り組み」が期待されている中小VOC排出事業者向けの汎用的なVOC処理技術分野。

**[対象となる技術の例]** 中小事業所の所有する、塗装、印刷、工業用洗浄、クリーニング等の施設(大気汚染防止法でVOC排出抑制に関する自主的取り組みが期待されている施設)から排出されるVOCを分解や除去・分離等により適正に処理するための技術(装置、プラント等)。

VOC処理技術に関する汎用的な分野設定を前提とし、中小VOC排出事業者から排出されるVOCについて、分解や回収等により適切に処理する技術(装置)など。

※VOC処理技術分野(ジクロロメタン等有機塩素系脱脂剤処理技術)については、手数料徴収体制に移行しました。

## 非金属元素排水処理技術分野(ほう素等排水処理技術) | 実証機関:環境省

旅館業等のようにこれまで有機汚濁排水処理以外の排水処理を想定していなかった既存の事業場において、ほう素等の非金属元素を含む排水を処理するための技術分野。

**[対象となる技術の例]** ほう素等の非金属元素について、凝集沈殿法やイオン交換法等の方法による、省スペース・低コストで、既存の排水系統に付置できる排水処理技術(装置)など。

## 湖沼等水質浄化技術分野 | 実証機関:埼玉県、大阪府、香川県、愛媛県及び石川県

流入汚濁負荷の削減だけでは水質改善が難しい湖沼等の閉鎖性水域において、水中、底泥等に蓄積した汚濁を直接浄化するための、または、汚濁負荷の内部生産を抑制するための技術分野。ただし、現場で直接適用可能なものを基本とし、しゅんせつ等大がかりな土木工事等を要するものは除く。

**[対象となる技術の例]** ろ過・吸着・沈殿等による湖沼等の水質浄化技術、または、植物プランクトンの異常増殖の抑制による湖沼等の水質改善技術など。

## 閉鎖性海域における水環境改善技術分野 | (今年度は体制整備のため、募集は行いません。)

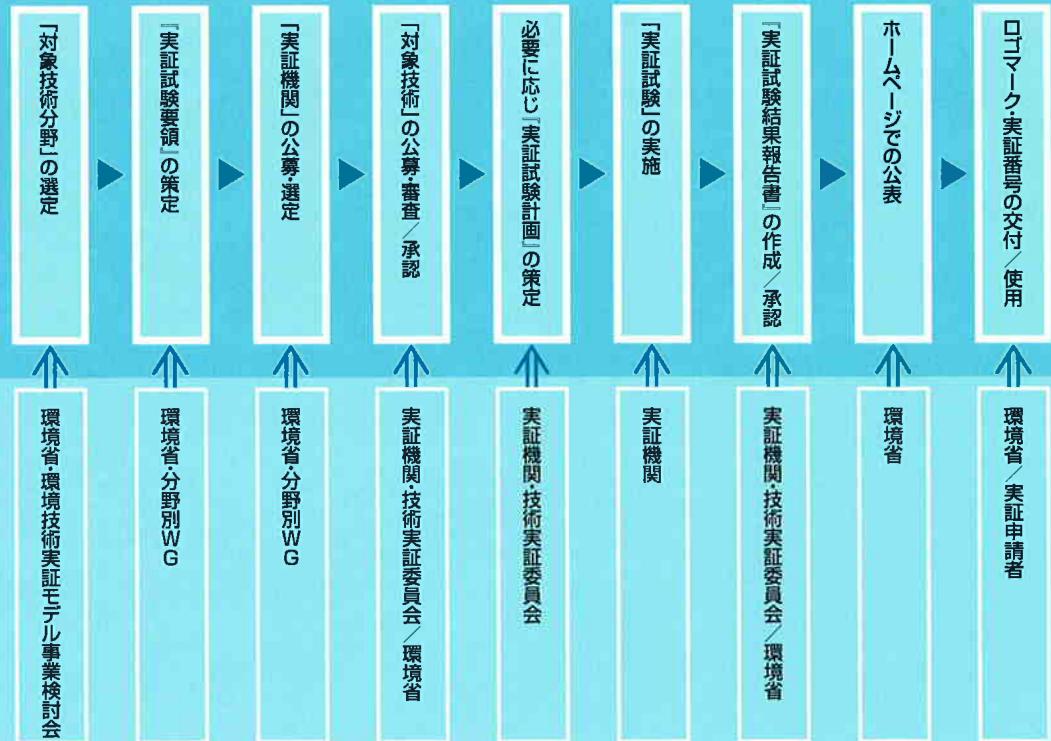
水質の悪化により、貧酸素水塊や赤潮等が発生し、生態系等に悪影響が生じている閉鎖性海域において、水質および底質の直接浄化に資する、または生物生息環境の改善に資する技術分野。ただし、現場で直接適用可能なものを基本とし、しゅんせつ等大がかりな土木工事等を要するものは除く。

**[対象となる技術の例]** 海域における窒素・りんの回収技術、素材の特性を活用した生物生息環境の改善技術など。

## 事業の流れ

### 事業の流れ

### 実施主体



# 手数料徴収体制による実施方法

## 実証運営機関とは？

- 実証試験要領の作成、実証機関の選定を行う他、実証機関への実証試験の委託、実証申請者から実証試験にかかる手数料の項目の設定と徴収等を行います。
- 実証運営機関は、公益法人もしくは特定非営利活動法人から公募されます。当面の措置として、個々の技術分野に1機関ずつ設置することにしています。

## 対象となる技術分野の選定方法は？

- 国負担体制で対象となった技術分野のうち、実証開始から2年間程度を経過し、実証システムが確立した技術分野となります。

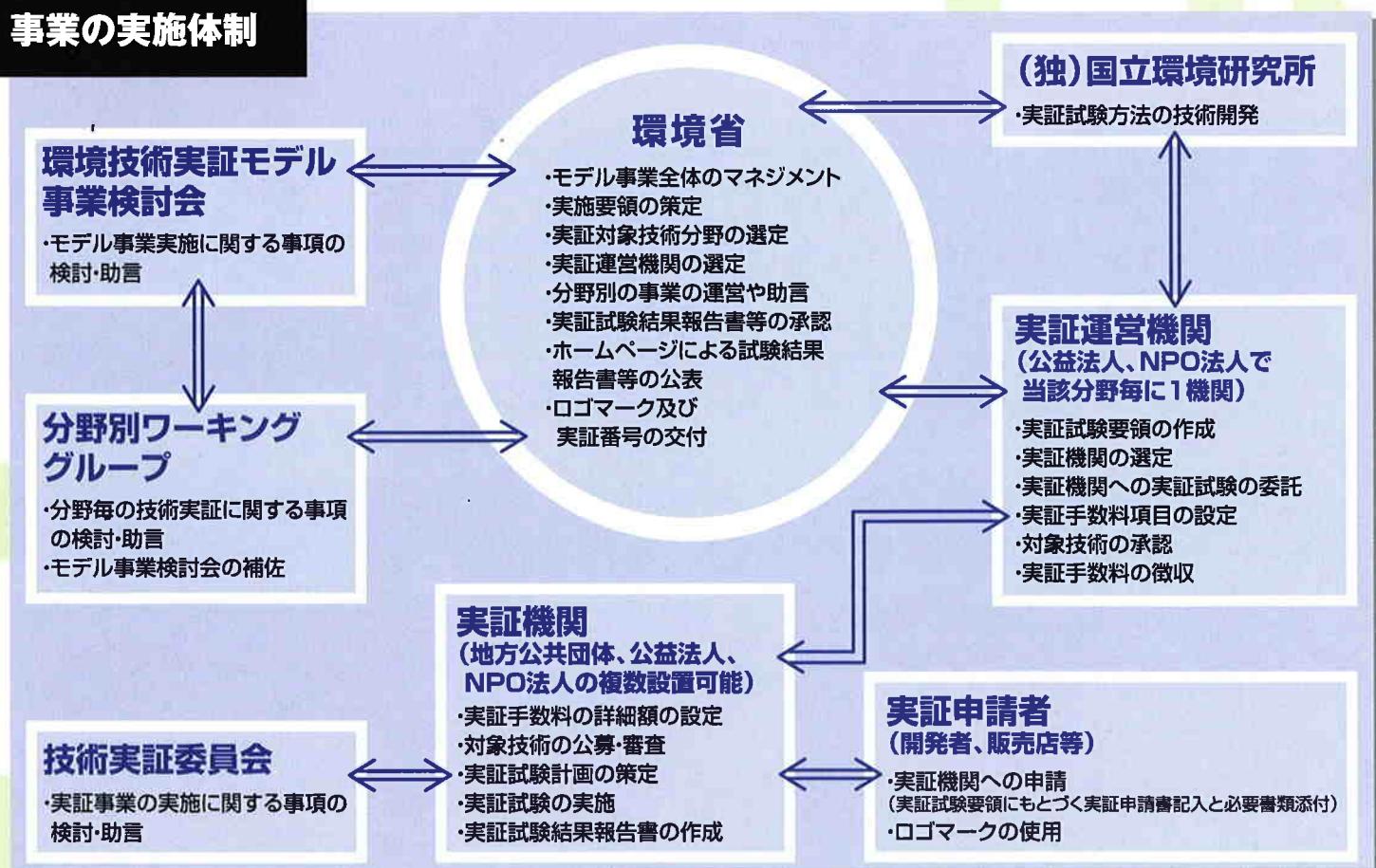
## 実証試験を行うのは？

- 国負担体制と同様、公募によって選定された「実証機関」が行います。実証対象技術の公募・選定や実証試験の実施・運営のほか、実証手数料の詳細額の設定等を行います。

## 個別の実証対象技術の選定方法は？

- 国負担体制と同様、実証機関が技術分野毎に対象技術を公募し、実証を希望する開発者や販売店等が申請します。実証機関は「技術実証委員会」における検討等を踏まえて対象技術を選定し、実証運営機関の承認を得ます。
- 実証試験に要する経費（概算）については、公募時に、実証機関から手数料予定額が明示されます。

## 事業の実施体制



## 実証事業にかかる費用は誰が負担?

- 実証試験実施に係る実費(実証機関に発生する測定・分析等の費用、人件費、消耗品費及び旅費)は手数料として申請者が負担することになります。さらに、対象技術の試験実施場所への持ち込み・設置、現場で実証試験を行う場合の対象技術の運転及び試験終了後の対象技術の撤去・返送に要する費用は実証申請者の自己負担とします。

## 手数料の支払方法は?

- 実証試験の開始前に、手数料の額及び納付期日を実証機関から申請者に通知します。申請者は、当該通知を受け、期日までに、実証運営機関に手数料を納付することとします。なお、納付期日は、原則、実証試験開始前とします。

## 手数料徴収体制における対象技術分野(平成18年度)

**小規模事業場向け有機性排水処理技術分野** | 実証運営機関:財団法人日本環境衛生センター、実証機関:大阪府  
小規模事業場(日排水量50m<sup>3</sup>以下を想定)の厨房から排出される有機性排水を処理するための技術分野。

**[対象となる技術の例]** 厨房からの有機性排水を、生物学的または物理化学的処理により適切に処理する技術(装置・プラント)など。

**山岳トイレ技術分野** | 実証運営機関:特定非営利法人 山のECHO、実証機関:山のECHO、グランドワーク三島  
山岳部等下水・排水管、電気等のインフラが未整備の地域において、公衆が利用する便所のし尿を処理するための技術分野。

**[対象となる技術の例]** 非放流式で、し尿を生物処理、化学処理、物理処理、もしくはその組合せにより適切に処理するし尿処理技術(装置)など。

※酸化エチレン処理技術分野、ヒートアイランド対策技術分野(空冷室外機から発生する顕熱抑制技術)、VOC処理技術分野(ジクロロメタン等有機塩素系脱脂剤処理技術)については、実証ニーズがなくなったことから休止としました。また、化学物質に関する簡易モニタリング技術分野については、継続を検討中です。

## 事業の流れ

### 事業の流れ



### 実施主体

環境省環境技術実証モデル事業検討会

実証運営機関分野別WG／環境省

実証運営機関分野別WG／環境省

実証機関・技術実証委員会／  
実証運営機関

実証申請者／実証機関

実証機関・技術実証委員会／環境省

環境省

環境省／実証申請者

## 「環境技術実証モデル事業」全般に関する問合せ先

環境省総合環境政策局総務課 環境研究技術室

〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 中央合同庁舎5号館 TEL:03-3581-3351(代表)

本事業に関する詳細な情報は、以下のホームページをご覧いただけます。

<http://etv-j.eic.or.jp>

このホームページの中では、実証試験要領、  
検討会における検討経緯、実証試験結果等をご覧いただけます。



このパンフレットは  
再生紙を使用しています。